

別紙

1. 事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	燃え殻	—
(2)	汚泥	—
(3)	廃油	—
(4)	廃酸	—
(5)	廃アルカリ	—
(6)	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）	—
(7)	紙くず	—
(8)	木くず	—
(9)	繊維くず	—
(10)	動植物性残さ	—
(11)	ゴムくず	—
(12)	金属くず（自動車等破砕物を除く。）	—
(13)	ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。）	—
(14)	鋳さい	—
(15)	がれき類	—
(16)	ばいじん	—

以上 16 品目、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。

- ・ (6)、(13) 及び (15) にあつては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
- ・ (6)、(12) 及び (13) にあつては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。
- ・ (1)、(2) 及び (16) にあつては水銀含有ばいじん等であるものを含む。

(備考)

- ・ 「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・ 「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

